

平成31年度 大阪府中小企業等外国出願支援事業募集要項

本事業は、経済産業省中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（以下、要綱）・実施要領（以下、要領）に基づき実施しています。

※要綱・要領の詳細は、HPをご覧ください。

大阪府中小企業等外国出願支援事業募集要項

1 申請書受付期間

平成31年5月13日（月）～5月30日（木）必着

持ち込みの場合は、平日の9時30分～12時00分、13時00分～17時00分の間にお越しください。

※期限を過ぎての受け付けは一切できません。

2 助成金額と補助率

(1) 補助率 助成対象経費の2分の1以内

(2) 1企業あたりの上限額 300万円（複数案件の場合）

(3) 案件ごとの上限額

① 特許出願	150万円
--------	-------

② 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60万円
--------------------------	------

③ 冒認対策商標（※）	30万円
-------------	------

（※）第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

ただし、審査会により予算の範囲内で採択件数及び助成金額を決定するため、補助金額は、申請額を減額して交付決定することがあります。

3 助成対象者

中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）をいう。ただし、商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）であり、以下の要件をすべて満たす者。

ただし、上記の中小企業者であっても、次に該当する「みなし大企業」について、助成の対象外となります。

①大企業（※）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。

②大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。

③役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。

（※）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、以下に該当する者について、大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

- (1) 大阪府内に本社を持つ中小企業者等
- (2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
- (3) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等
- (4) 要領その他公益財団法人大阪産業局（以下、「当財団」）が別に定める必要な事項に基づく中小企業者等から当財団への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等
- (5) 国及び当財団が行う補助事業完了後の5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力する中小企業者等
- (6) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しない中小企業者等

4 対象出願要件（すべてに該当すること）

- (1) 特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の外国特許庁への出願
- (2) 既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、交付決定日以後、平成31年12月31日までに、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う見込みのあるもの
 - (ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
 - (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）
 - (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
 - (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (3) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得えない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。
- (4) 1企業につき、当事業に申請できるのは、1出願分類あたり2案件、複数分類にわたる場合は最大3案

件まで。

5 助成対象経費（外国特許庁への出願時に要した費用）

- (1) 外国特許庁への出願手数料（外国特許庁への出願に要する経費）
- (2) 現地代理人費用（外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費）
- (3) 国内代理人費用（外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費）
- (4) 翻訳費用（外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費）

※交付決定日から平成 31 年 12 月 31 日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限ります。（交付決定日より前に発生・支払った経費は助成対象外となります。）

※日本国内における消費税及び地方消費税、及び外国における付加価値税（VAT）は助成対象外となります。

※出願と同時に審査請求料や補正料等を支払う場合には当該費用も助成対象となります。ただし、一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用は、補助期間内に支払われた費用であっても助成対象外となります（例：後日行った審査請求に係る費用、出願に不備等があった場合の補正費用等）。

※国内外代理人の仲介手数料は、原則助成対象外となります。

※共同出願の場合は、出願に要する中小企業の持分比率に応じた費用のみ（ただし、補助対象となる中小企業者等が負担した額の範囲内）が助成対象となります。

6 助成対象と認められない経費（日本国特許庁への出願に要する経費）

- (1) 国内出願に要する経費
- (2) 先行技術調査に係る費用
- (3) PCT 出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）
- (4) マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の本国官庁・日本国特許庁へ支払う費用及び登録料
- (5) ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願に要する送付手数料及び日本国を指定締約国とするために支払う個別手数料
- (6) 上記に係る代理人に要する経費

7 スケジュール

平成 31 年 5 月 13 日（月）	公募期間
～5 月 30 日（木）必着	
平成 31 年 6 月下旬	審査会
平成 31 年 7 月上旬	採択・交付決定
平成 31 年 12 月 31 日	外国出願移行期限
平成 32 年 1 月 31 日	実績報告書提出期限 ※事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は平成 32 年 1 月 31 日までのいずれか早い日。
平成 32 年 3 月	補助金額の確定及び補助金支払い

8 申請に必要な書類

(1) 必要書類

①平成31年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請書【様式第1-1又は様式第1-2】

②協力承諾書（選任弁理士に依頼する場合）【様式第1-1の別紙第1又は様式第1-2の別紙第1】

※選任弁理士に依頼しない場合は不要ですが、その場合は、様式第1-1又は1-2中、「1.4 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄へ、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を、自らの責任で当財団あてに提出できる旨を記載してください。

③その他添付書類

別紙（添付書類一覧）のとおり

※交付申請者は、要領における別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について本補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

※申請書類等については、当財団ホームページをご確認下さい。

ホームページ：<https://www.mydome.jp/topics/detail/881>

(2) 必要部数

正本1部、副本5部を提出

※提出書類は審査結果に関わらず返却しませんのでご了承ください。

※書類は、原則A4サイズ、片面印刷としてください（ただし、出願書類等の枚数が多い書類は両面印刷で可）。

※ホチキスは使用せず、左側2か所に綴じ込み用の穴をあけてください（ただし、紙ファイル等での綴じ込みはせず、クリップ留め等取り外しが可能な状態にすること）。

※提出書類に不備、不足等がある場合、資料の修正、追加等をお願いすることがあります。

9 申請書類の提出方法

※（1）、（2）両方の提出が完了した日時に、受付完了とさせていただきます。

(1) エントリー及び間接補助金交付申請書の電子データの提出

① 申請書受付期間内に下記メールアドレスにエントリーをしてください。

メールアドレス：gaikokuIP@mydome.jp

エントリーの際は、件名及び本文に次の項目を記載してください。

・件名：H31年度外国出願支援事業の申請である旨、申請企業名および種別

（例：H31年度外国出願支援事業申請【株式会社○○○○ 特許2件】）

・本文：申請企業の郵便番号と所在地、電話番号、

担当者名、E-mail、

出願種類（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）、申請件数

② エントリー後、当財団よりエントリーの受領を通知。申請書受付期間内に、間接補助金交付申請書（本要項8（1）①に該当する書類）のワードデータをメールアドレス宛てに提出。

※エントリーだけでは申請完了ではありません。必ず、申請書受付期間内に当財団が指定するEメールアドレス宛てに間接補助金交付申請書の電子データを提出し、原本（正本1部、副本5部）を郵送してください。

ださい（持ち込み可）。

（2）申請書等の原本の郵送による提出（持ち込み可）

正本1部、副本5部を郵送にて提出（持ち込み可。FAX不可）。

＜郵送先（持ち込み先）＞

〒577-0011

東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館1階

公益財団法人大阪産業局 産業振興部 取引支援チーム

外国出願支援事業担当

※申請書受付期間内必着です。消印有効ではありません。

※受領書の送付は致しません。できるだけ書留・簡易書留郵便・特定記録郵便で提出してください。

※申請書に記載不備がある場合、当財団より修正を依頼することがあります。

10 審査・採択について

（1）提出した申請書は審査会において審査を行う。

（2）提出案件は、次の項目を中心審査を行い、支援の必要性を総合的に勘案して採否を決定する。

①海外における権利取得可能性

②次のいずれかに該当する中小企業者であること

・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているか

・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有しているか

③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているか

④先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であるか

⑤その他の評価点（独創的な技術であるか、新たな海外の事業展開に貢献するものであるか 等）

※採否の認定結果は、後日申請者に対して書面で通知します。

※審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承願います。

※採択された企業等については、企業等の名称・所在地及び交付の決定を受けた出願種別が公表されます。

また、経済産業省の判断により交付決定額等についても公表される可能性があることを、予めご了承願います。

※採択決定後、採択者及び採択者の国内代理人に対して説明会を実施するので参加してください。

（説明会開催予定日 1回目：8月1日（木）、8月8日（木）いずれも午後2～3時間程度

※予定は変更となる場合があります。）

11 留意事項

（1）平成31年度に国、他の地方公共団体、又はそれらの外郭団体等の助成金または委託事業を受けることが決定した案件は採択されないことがあります。

（2）計画変更の承認等

申請いただいた内容で審査を行い、採否を決定していますので、原則として、申請した計画（出願予定国、

出願内容)は、採択後変更できません。申請内容と外国出願内容が異なる場合、助成対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予め当財団の承認が必要になりますので、事前にご連絡ください。例) 出願国を減らす、現地代理人等を変更する等

(3) 取下げ・放棄の禁止

採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することはできません。この場合も当財団の事前の承認が必要です。

(4) 査定状況報告の義務

外国出願完了後、外国特許庁による査定状況について、採択後、翌年から5年間報告いただきます。

採択後にお知らせする所定の書類にて毎年当財団に報告してください。

(5) 助成事業完了後も5年間にわたり事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び全ての証拠書類を保管してください。

(6) 特許庁からの各種調査に対応していただくとともに、助成事業の成果のPRについて協力をお願いする場合があるので、あらかじめご了承ください。

(7) 免責

当財団は助成対象経費となる外国出願費用の助成を行うだけであり、実際の出願手続等については一切責任を負いません。

(8) 個人情報

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、当該事業の選考、選考結果の通知及び諸連絡等に使用いたします。

12. 助成申請・問い合わせ先

公益財団法人大阪産業局 産業振興部 取引支援チーム

電話：06-6748-1144 FAX：06-6745-2362

本事業についてのご案内は、次の機関でも行っています。

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課技術支援グループ

電話：06-6748-1052 FAX：06-6748-1062

13. ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）における受付について

ジェトロでも同様の事業を行っているため、公募期間等の詳しい内容は下記にお問い合わせください。

ジェトロ担当窓口

独立行政法人日本貿易振興機構 知的財産課 外国出願デスク

電話：03-3582-5642

別紙（添付書類一覧）

法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費の明細）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類（交付申請チェックシート等）
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類（交付申請チェックシート等）
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合)

別紙（添付書類一覧）

	<p>には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE))</p> <p>6．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</p> <p>7．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</p> <p>8．先行技術調査等の結果（注4）</p> <p>9．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</p> <p>10．その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類（交付申請チェックシート等）</p>
商工会・商工会議所	<p>1．登記簿謄本等の写し</p> <p>2．役員等名簿（注2）</p> <p>3．直近2年間の決算関係書類の写し</p> <p>4．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</p> <p>5．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</p> <p>6．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</p> <p>7．先行技術調査等の結果（注4）</p> <p>8．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</p> <p>9．その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類（交付申請チェックシート等）</p>
NPO法人	<p>1．登記簿謄本等の写し</p> <p>2．役員等名簿（注2）</p> <p>3．直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</p> <p>4．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</p> <p>5．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</p> <p>6．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</p> <p>7．先行技術調査等の結果（注4）</p> <p>8．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</p> <p>9．その他公益財団法人大阪産業局理事長が必要とする書類（交付申請チェックシート等）</p>

（注1） 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2） 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3） 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「8. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。また、交付申請書類チェックシートも参照すること。

（注4） 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、

別紙（添付書類一覧）

PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき